

沖縄県工業技術センター研修生受入要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県工業技術センター（以下「センター」という。）が行う研修及びこれに関する事務が円滑に行われるようにするため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「研修」とは中小企業者、中小企業者の団体、大学等（以下「中小企業者等」という。）の依頼により、センターもしくはセンター職員が現場で指導することで、専門技術の習得等、当該中小企業者等が必要とする人材を養成することをいう。

2 「研修生」とはセンターが有する工業に関する専門技術を、原則として沖縄県の産業に活用することを目的として修得するために、一定の期間、センターもしくは現場において研修を行う者をいう。

(資格)

第3条 研修生として受け入れる者は、次のとおりとする。

(1) 沖縄県に事業所を有する中小企業者等が派遣する者で、センター所長（以下「所長」という。）が適当と認めたる者。

(2) その他、所長が適当と認めたる者。

2 前項第1号における中小企業者等は研修期間中に研修生を対象とする労災保険、傷害保険または学生教育研究災害傷害保険等（以下「傷害保険等」という。）に加入していなければならない。

3 前項について、研修生自身が傷害保険等に加入している場合はこの限りではない。

(研修内容)

第4条 研修内容は、中小企業者等が希望する技術研修とする。

(申請)

第5条 申請者は、研修生受入申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

2 申請者は前項の申請書に経歴書及び第3条で挙げた傷害保険等に加入している、または加入予定であることを示す書類を併せて提出しなければならない。

3 研修受け入れ決定後に傷害保険等に加入予定の申請者は、決定後速やかに傷害保険等に加入したことを示す書類を提出しなければならない。

(承認)

第6条 所長は、前条の研修生受入申請書（第1号様式）を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて面接を行い、適当と認めるときは研修を承認し、その旨を申請者に通知する。（第2号様式）

(研修生受入の制限)

第7条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請に応じないことができる。

- (1) センターの業務に支障がある場合。
- (2) センターの設備を毀損する恐れがあると認められる場合。
- (3) センター施設外での使用を目的とする場合。ただし、事前に協議し所長が必要と認める場合を除く。
- (4) 暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を言う。))又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団を言う。))若しくは暴力団員と密接な関係を有するものである場合。
- (5) その他適当でないと認められる場合。

(誓約)

第8条 研修を承認された者は、所長に誓約書(第3号様式)を提出しなければならない。

(研修期間)

第9条 研修生の受入時期は随時とし、研修期間は同年度内で1週間以上12ヶ月以内として所長が決定する。

(研修生の服務)

第10条 研修生の服務については、次によるものとする。

- (1) 研修生は、当該期間中、所長が別に定めた服務規程に従うこと。
- (2) 研修生は、指導担当者と密接な連絡のもとに研修に従事し、機器の使用等については、すべて指導担当者の指示に従うこと。

(研修費用)

第11条 この要綱における研修費用は無料とする。ただし、研修生が研修中使用する原材料、消耗品等及び設備使用料(「沖縄県使用料及び手数料条例(昭和47年条例第47号)」に該当するもの)は、申請者又は研修生において負担しなければならない。

(損害賠償)

第12条 申請者又は研修生は、重大な過失等その責めに帰すべき理由により物品を損傷し、又は忘失したときは、相当の弁償をしなければならない。

(研修の解除)

第13条 所長は、研修生が次の各号の一に該当すると認めるとき、またはその改善が認められないときは、研修を取り消すことができる。

- (1) センターの業務に支障をきたす行為のあったとき。
- (2) 事故、疾病等により、研修が困難となったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

（事故等への対応）

第14条 所長は、研修期間中に研修生に事故などが発生した場合、速やかに派遣元に連絡するものとする。

（業務災害補償）

第15条 研修生の業務上における災害補償については、申請者又は研修生の負担とする。

（修了証書）

第16条 所長は、研修生が所定の研修を終了し、研修報告書（第4号様式）を提出した者に対して修了証書（第5号様式）を交付する。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、そのつど所長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成2年5月1日から施行し、平成2年5月1日から適用する。
- 2 沖縄県工業試験場受託研修要領（昭和62年4月1日適用）は、廃止する。
- 3 平成2年5月以前に許可された受託研修生については、（前項に掲げる要領は）この要綱の施行後もなおその効力を有する。
- 4 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成12年12月28日から施行する。
ただし、改正前の要綱に基づいて研修を受けている者については、なお従前の例による。
- 6 この要綱は、平成22年9月6日から施行する。
ただし、改正前の要綱に基づいて研修を受けている者については、なお従前の例による。
- 7 この要綱は、平成27年7月6日から施行する。
ただし、改正前の要綱に基づいて研修を受けている者については、なお従前の例による。
- 8 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、改正前の要綱に基づいて研修を受けている者については、なお従前の例による。